

# 『ごみ有料化』がスタート

- 『ごみ有料化』に伴い、現在、地域のごみ集積場所（集積場所）にごみを出している事業者については、次のとおりごみの出し方が変更となります。

※一部の事業者においては、廃棄物処理業者との契約が必要になります。

項目	内容
開始時期	▶ 2022（令和4）年4月1日から
排出方法	▶ 市が指定する事業者専用のごみ袋（指定袋）を使用し、「燃やせるごみ」の日に、集積場所に出す。 ※指定袋には事業者名を記名して下さい。 ※集積場所に出す場合は、これまでと同様に「自治会の承諾」が必要です。
対象品目	▶ 「燃やせるごみ」のうち一般廃棄物に該当するもの ※「燃やせないごみ」に該当するものは、集積場所に出せません。 ※これまでと同様に「産業廃棄物」は、集積場所に出せません。産業廃棄物処理業者に委託して下さい。
指定袋の種類・金額	▶ 20ℓ（150円/枚）、40ℓ（300円/枚）の2種類 ※10枚1セットでコンビニなどで販売
排出制限	▶ 1回の排出につき40ℓまで（40ℓ×1袋、または20ℓ×2袋） ※40ℓを超えた分は、「一般廃棄物収集運搬許可業者に委託」するか、「事業者自らが環境事業センターに直接搬入」して下さい。

## 廃棄物の適正処理にご協力下さい。

- 事業活動から出された廃棄物は、次のとおり処理して下さい。

※法律では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。

分類	内容	例	処理方法
産業廃棄物	法律で定められた20種類に該当するもの	びん、缶、プラスチック、ペットボトル、廃油、ゴムくず、金属類、ガラス、陶器 など	▶ 産業廃棄物処理業者に委託
一般廃棄物	産業廃棄物以外のもの	紙くず、木くず、食品残渣 など	▶ 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託 ▶ 環境事業センターに直接搬入（※手数料は以下を参照） ▶ 地域の集積場所に出す（1回の排出につき40ℓまで）（※表面参照）

## ごみ有料化と合わせて、『ごみ処理手数料』の改定を行います。

- 環境事業センターに直接搬入する際にお支払いいただく『ごみ処理手数料』を次のとおり改定します。

変更前（現在）

240円／10kg

変更後（2022年4月1日～）

280円／10kg

- 制度の詳細やごみ袋の販売店舗などは、順次、ホームページなどでお知らせします。

### 【お問い合わせ先】

- ▶ 一般廃棄物・一般廃棄物収集運搬許可業者に関すること  
市役所資源循環課 ☎0467-82-1111(代)

- ▶ 産業廃棄物・産業廃棄物処理業者に関すること  
(公社)神奈川県産業資源循環協会 ☎045-681-2989



2022(令和4)年4月1日から「ごみ有料化」が始まります。| 茅ヶ崎市  
www.city.chigasaki.kanagawa.jp